破産手続における保全管理命令

平成２３年（フ）第２４２９号
東京都港区虎ノ門２丁目４番１号
債務者　株式会社ベストロン
1　主文　破産手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、債務者の財産に関し、保全管理人による管理を命ずる。
2　保全管理人　弁護士　武田　　康
平成23年２月24日
東京地方裁判所民事第20部

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第２６４２号
東京都荒川区東日暮里４丁目10番２号　ベルセゾンＫ１階
債務者　株式会社スプリングプロデュース
代表者代表取締役　石川　祥啓
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　圭一
4　破産債権の届出期間　平成23年３月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月９日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９０号
兵庫県西宮市宮前町８番41号
債務者　京阪神建設株式会社
代表者代表取締役　杉本　正滋
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平野　惠稔
4　破産債権の届出期間　平成23年３月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月７日午後２時
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第９２号
兵庫県尼崎市富松町３丁目16番２―201号
債務者　株式会社尼京建設
代表者代表取締役　森岡　寿子
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　稲田　正毅
4　破産債権の届出期間　平成23年３月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月７日午後２時30分
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１８１号
東京都八王子市元本郷町４丁目20番25号
債務者　有限会社ハイワーク
代表者清算人　木下　順敬
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鷲尾　　誠
4　破産債権の届出期間　平成23年３月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月31日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第４号
長野県上田市保野292番地
債務者　株式会社保屋野建設
代表者代表取締役　保屋野高秋
1　決定年月日時　平成23年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　友則
4　破産債権の届出期間　平成23年３月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月７日午前10時
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第８１１９号
東京都新宿区大京町20番地７―102号
債務者　株式会社アダマス
代表者代表取締役　鈴木　剛志
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　増田　　亨
4　破産債権の届出期間　平成23年４月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月１日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１４７２号
東京都港区赤坂８丁目６―９―108
債務者　大久保慶二郎
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　栗林　　勉
4　破産債権の届出期間　平成23年４月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月28日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２６８７号
東京都北区滝野川７丁目７番12号
債務者　日進建設株式会社
代表者代表取締役　小笠原茂雄
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川村　英二
4　破産債権の届出期間　平成23年４月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月31日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４２７号
名古屋市名東区上社４丁目197番地
債務者　モトヤ電機株式会社
代表者代表取締役　見藤　信男
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古澤　仁之
4　破産債権の届出期間　平成23年４月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月８日午前10時
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４２８号
名古屋市名東区上社４丁目197番地
債務者　株式会社トリオン
代表者代表取締役　見藤　信男
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古澤　仁之
4　破産債権の届出期間　平成23年４月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月８日午前10時
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４５号
静岡県沼津市大岡1278番地
債務者　有限会社美生工藝
代表者取締役　岩崎　祝子
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂部　利夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月25日午前10時
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第３９号
滋賀県草津市矢橋町105番１号
債務者　有限会社まるん
代表者取締役　是澤　宏治
1　決定年月日時　平成23年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田口　勝之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月11日午前10時20分
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３３号
三重県津市榊原町1518番地
債務者　株式会社河鹿荘
代表者代表取締役　村田　信之
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北薗　　太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月20日午後２時
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第７３号
兵庫県豊岡市城崎町桃島1232番地
債務者　株式会社ホテルブルーきのさき
代表者代表取締役　寺門　正彦
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤野　亮司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月24日午前11時
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１９７号
京都市中京区大黒町77　河村ビル２Ｆ
債務者　有限会社リオン
代表者取締役　田中　貴博
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　辻　　祥子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月25日午後１時30分
京都地方裁判所第５民事部破産係